平成２２年（フ）第１５１２号
仙台市若林区上飯田１丁目20番12号　セジュール横堀Ｄ棟202
債務者　佐藤　一徳
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６５号
仙台市青葉区郷六字葛岡下49番地の１　広瀬の杜９番館407
債務者　新里　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
埼玉県坂戸市浅羽野３丁目５番地９　エルダーハイムＣ棟203号室
債務者　若野　泰典
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７９４号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地３グリーンコモンズ川越２号棟402号室
債務者　神田　浩明
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６０３号
大阪市平野区喜連東１丁目４番53号、住民票上の住所大阪市平野区喜連４丁目８番16号
債務者　富永　友一
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８６４号
大阪市此花区伝法４丁目１番３―203号
債務者　泉　　京子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８８３号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―1016号
債務者　三宅　雅子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９４２号
大阪府豊中市新千里南町１丁目２番Ｂ３―309号
債務者　桑原　広樹
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１１３号
大阪府東大阪市中石切町５丁目12番38号　グレースマンション105
債務者　上野　忠明
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１４４号
大阪市浪速区大国３―９―26―903、住民票上の住所奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕1632番地
債務者　西山知恵子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２４０号
大阪市平野区喜連西１丁目18番37号
債務者　吉村　順子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３１５号
大阪市東淀川区大桐２丁目７番14―308号
債務者　大垣　千佳
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３３８号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目９番７―403号
債務者　夏山創一こと　曺　　創一
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５５９号
大阪府豊中市豊南町東４丁目５番17号
債務者　光島　　忠
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５７２号
大阪市平野区長吉六反３丁目18番12号　アドバンス六反106
債務者　鍵岡　成広
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６７１号
大阪府守口市金田町６丁目６番15号
債務者　八尾としみ
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６７７号
大阪府四條畷市中野本町７番23―1208号
債務者　井内　昭博
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７１４号
大阪市住吉区遠里小野２丁目13番２―206号
債務者　藤本　尚士
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部